

調整給付金(不足額給付分)支給口座変更届出書

(宛先)三豊市長

1. 支給対象者 ※下欄の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、記入してください。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	年 月 日	電話 ()

【誓約・同意事項】

- ・届出書(本書)に不備等があった場合等は、三豊市の求める関係書類を提出します。また、関係書類を提出しない場合は通知した口座へ支給されることに同意します。なお、提出した書類の返還を求めません。
- ・三豊市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、三豊市が支給対象者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合に、調整給付金(不足額給付分)が支給されないことに同意します。

2. 提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分)支給口座変更届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』
※支給対象者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等(氏名、生年月日が記載された部分)の写し(コピー)をご提出ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※原則、本人名義の口座に限ります。
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご提出ください。

【該当者のみ】 ※代理受給を行う場合に記入してください。

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	氏名			
		☐ 同一世帯人 ☐ 法定代理人(★) ☐ 別世帯の親族	年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)支給口座座変更及び受給を委任します。				受取者氏名(★)

※ 代理受給を行う場合は、2. の提出書類に加えて、代理人の本人確認書類(写し)の添付が必要です。
※ 代理受給を行う場合は、2. の提出書類に加えて、支給対象者との関係性が分かる資料として、法定代理人の場合は成年後見制度に基づく登記事項証明書、別世帯の親戚の場合は戸籍謄(抄)本の写しが必要です。(同一世帯の場合は添付書類不要です。)
(★) 法定代理人が代理受給を行う場合は、受取者氏名は記入不要です。また、受取口座は、法定代理人が管理している受取者本人名義の口座に限ります。